

第 2 章 道 路

第 1 節 開 発 区 域 内 道 路

(種別・規格)

第 2 開発区域内の道路の種別及び規格は、表 2-1 によるものとし、設計・構造は、道路構造令に準拠すること。

表 2-1 開発区域内の道路の種類と規格

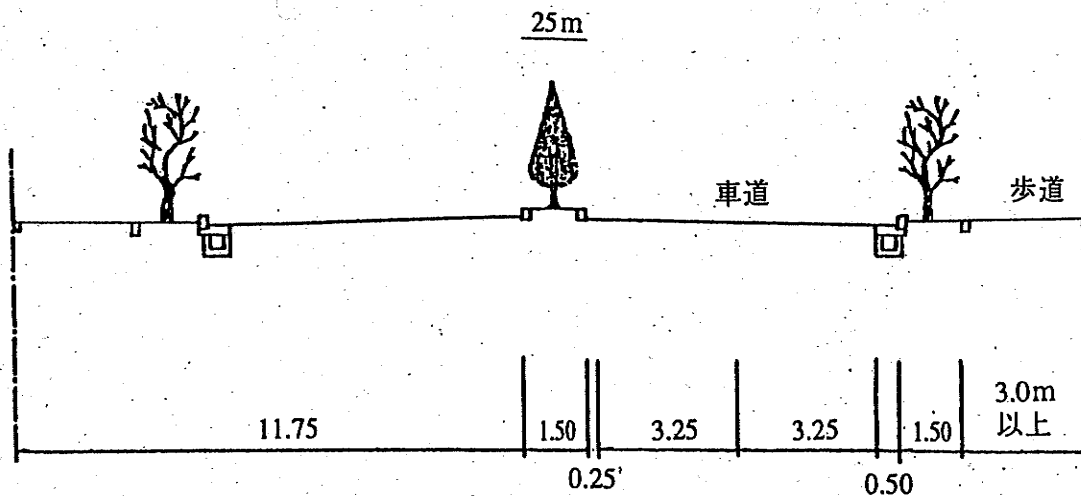
街 路 種 別	規 格	
幹 線 街 路	第 4 種	1・2 級
補 助 幹 線 街 路	第 4 種	3 級
区 画 街 路	第 4 種	4 級

(幅員構成)

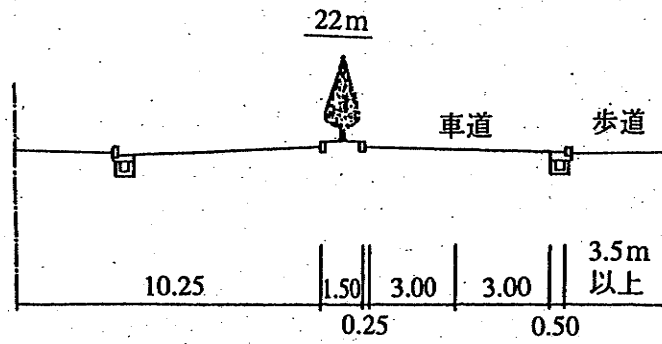
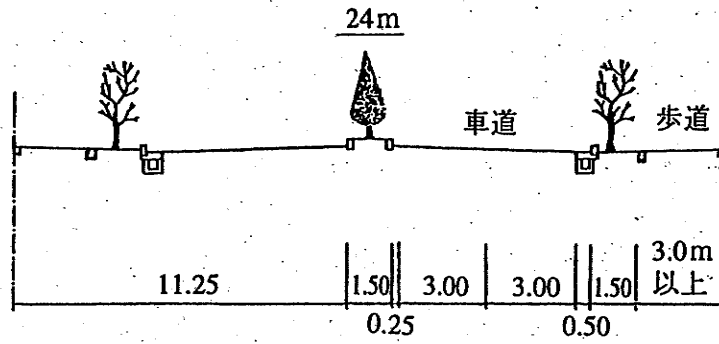
第 3 幅員構成は、図 2-1 を標準とする。

ただし、沿道や周辺土地利用の状況等により必要な場合は、停車帯の設置、歩道拡幅等の適正な幅員構成とすること。また幹線街路については、可能な限り緑化に努めるものとする。

図 2-1 幅 員 構 成 標 準 図
幹線街路 (第 4 種 1 級)

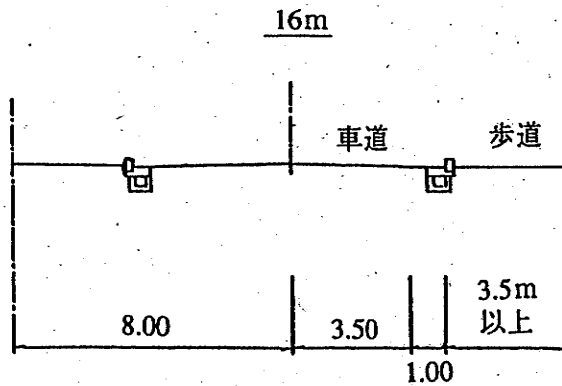
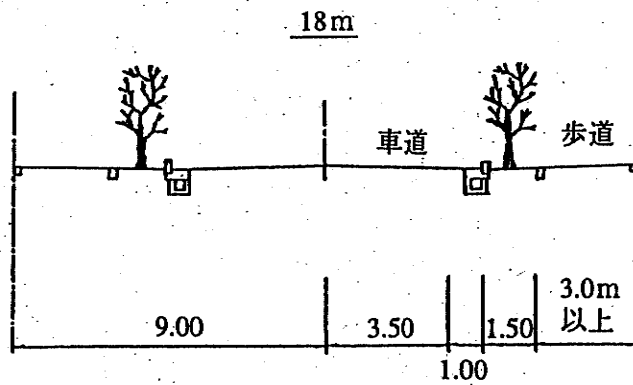


幹線街路（第4種2級）

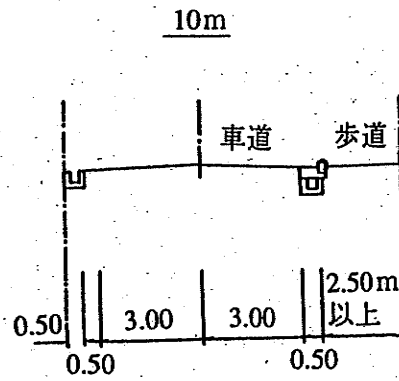
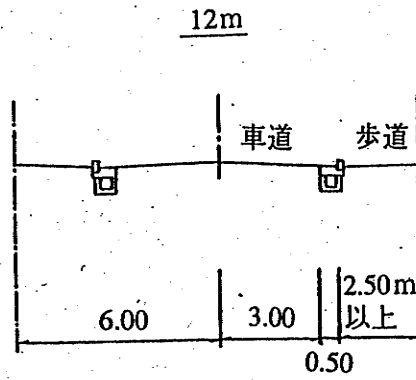


補助幹線街路（第4種3級）

（工業地の特例）

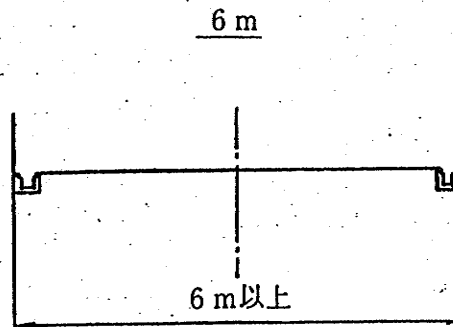


(住宅地)



(但し、両側に宅地がある場合は両側歩道を原則とする。)

区画街路 (第4種第4級)

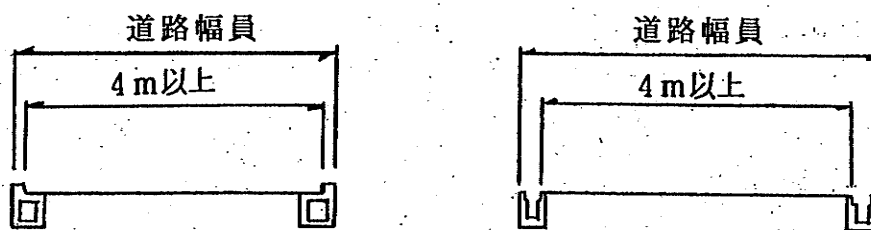


(注) 第9節参照

(区画街路における特例)

第4 開発基準第20条第1項に規定する区画街路のうち、道路に面する宅地が少なく(10戸以下)、将来とも他の道路との接続が考えられないものについては、車道幅員4.0メートル以上とすることができる。

図 2 - 2 区画街路における道路幅員の特例



(いずれも電柱の建柱位置は道路幅員外とする。)

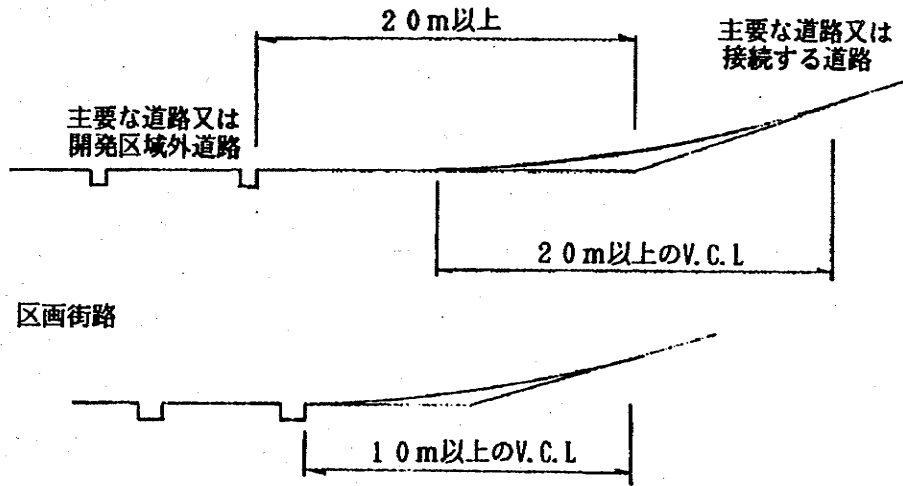
- 2 開発基準第 20 条第 2 項に規定する幅員 6 メートル未満の既設道路で、将来拡幅が予想されない道路とは、次の各号の 1 に該当するものをいう。
 - (1) 都市計画法、土地区画整理法、旧住宅地造成事業に関する法律又は都市再開発等に基づき区画街路として築造された 4 メートル以上の道路
 - (2) 行きどまり又は小区間で、将来にわたり車の通行量がほとんどないと予想され、かつ路上施設及び地上占用物件を設けない 4 メートル以上の道路
 - (3) 地域的道路網の構成上、特に存置又は拡幅の必要性がないと認められる道路
- 3 開発行為が、車両の進入路になる動線を除く幅員 4.0 メートル未満の既設道路に接して行われる場合で、行きどまり又は小区間で、将来にわたり、車の通行量がほとんどないと予想される場合は、開発基準第 20 条第 2 項の規定にある水平距離を 2 メートル以上とすることができる。

(道路の取付縦断)

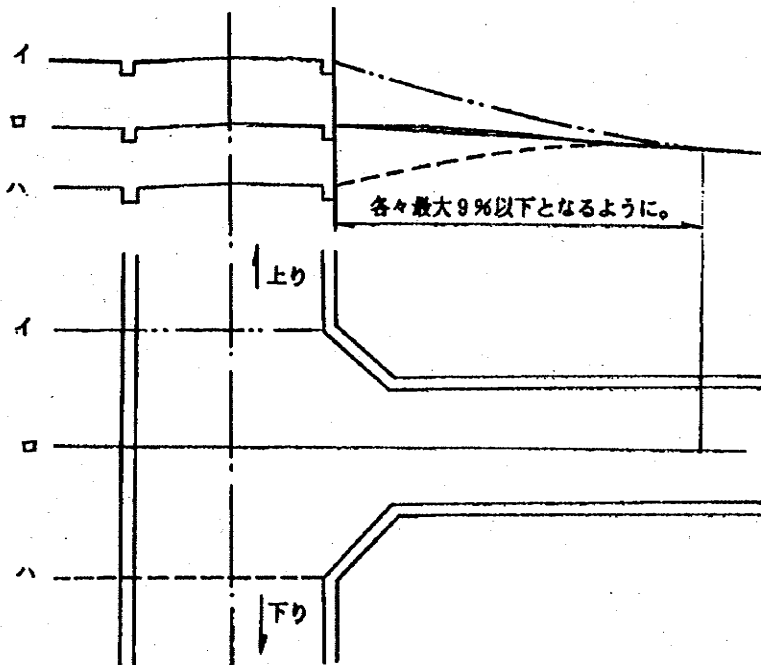
第 5 平面線形・縦断線形等は、道路構造令に準拠するが、道路の取付部における設計要領は、図 2-3 によるものとする。

図 2-3 道路の取付要領

(その 1)



(その 2)



(交 差)

第 6 道路の交差は、直角を原則とし、やむをえない場合は、直角に近い角度とする。

2 交差部には隅切を設け、隅切長は表 2-2 に掲げる数値を標準とし、交角が 60° 以下 120° 以上の場合は、増減するものとする。

表 2-2 街路の隅切長

(単位 m)

幅 員	4	6	8	10	12	16	18	20	22
22 以 上	3	4	4	4	5	5	5	6	8
20	3	4	4	4	5	5	5	6	
18	3	4	4	4	5	5	5		
16	3	4	4	4	5	5			
12	3	4	4	4	5				
10	3	4	4	4					
8	3	4	4						
6	3	4							
4	3								

(区画街路の屈折部もこれに準ずる。)

ただし、歩道のある既設道路に接して行われる開発行為の隅切長は、歩道を含めることができる。

3 区画街路が歩道のある道路に接続する場合の歩道の巻込み半径は、歩道幅員の 1/2 を標準とし最小値は 2.0 メートルとする。

4 交差点の巻き込み半径は、交差点における車両の通行方法等を考慮して決定することとし、巻込み半径を著しく大きくする場合は、その都度協議すること。

第 2 節 開発区域外道路

(開発区域外道路との接続)

第 7 開発基準第 21 条第 2 項に規定する開発区域外道路が、周辺の市街地の形成、地形及び道路の状況により、用地の取得又は技術的に規定幅員の確保が極めて困難である小規模又は発生交通が極めて少ない開発にあつては、開発区域外の既設道路の一部拡幅又は改良することにより接続することができるものとする。

- 2 計画戸数がおおむね 100 戸以上の中高層集合住宅を目的とする開発にあつては、居住者の通勤・通学・買物等歩行者の動線を勘案し、その通行の安全を確保するとともに、発生交通の周辺環境及び他の交通に及ぼす影響を考慮し計画するものとする。
- 3 店舗又は店舗を併設する集合住宅を目的とする開発にあつては、既設道路の交通及び周辺環境に及ぼす影響を勘案し、店舗利用客及び居住者の通行の安全を確保するため、歩行者動線に基づき歩道の整備を行うものとする。

(開発区域外道路への取付)

第 8 道路の交差点間隔は、適切な距離をとるものとする。

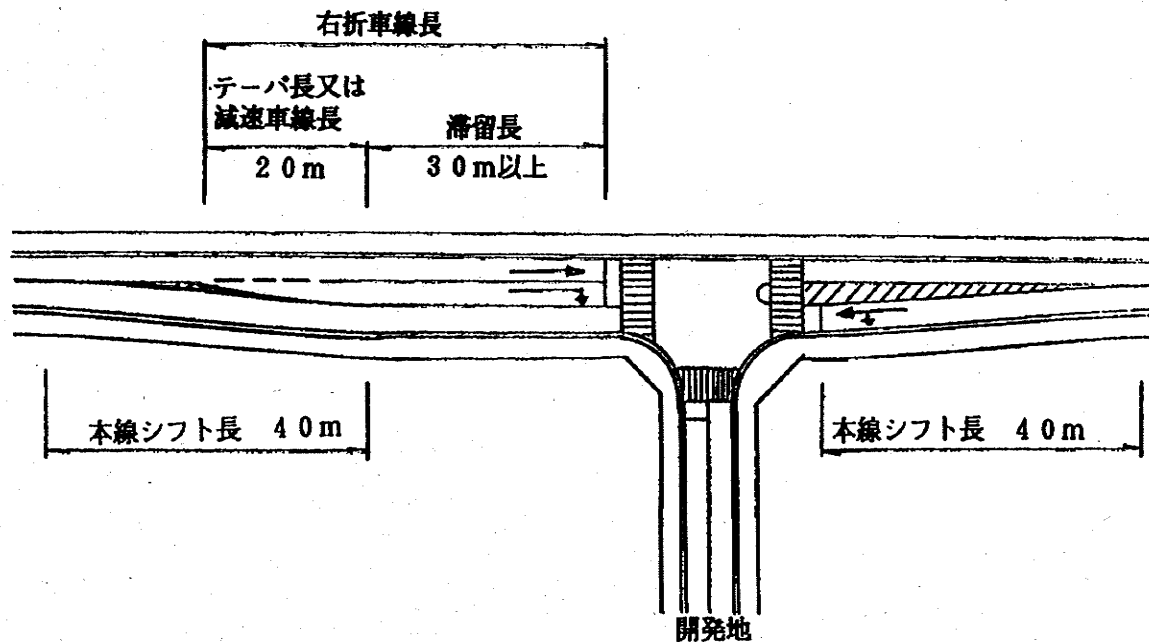
- 2 交差枝数は、4 以下とする。
- 3 著しい屈曲部には、道路を接続しないものとする。
- 4 交差は直角又はそれに近い角度で交差するものとする。

第 9 (削除)

(屈折車線)

第 10 接続する主要な道路と開発区域外道路の取付部には、開発区域外道路の交通量及び幅員を勘案して、適切な屈折車線等を設けるものとする。

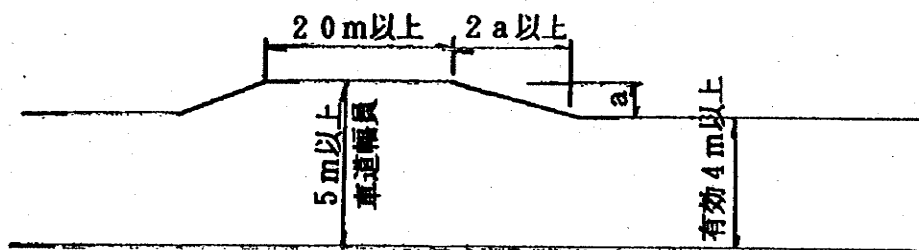
(参 考) 設計速度40km/h・地方部・片側拡幅の場合



(待避所)

第 11 待避所相互間の距離は 300 メートル以内とし、各待避所までの道路が十分見通せる位置に設置するものとする。(図 2-4)

図 2-4 待避所設置要領



第 3 節 自転車道等

(自転車道等)

第 12 自転車歩行者専用道(緑道)・自転車道の舗装及び設計は「道路構造令」及び「自転車道等に関する技術基準」(日本道路協会)によるものとする。

第 4 節 緩衝帯

(緩衝帯)

第 13 開発基準第 24 に規定する緩衝帯の技術的基準は、「道路環境保全のための道路用地の取得及び管理に関する基準」(建設省通達)によるものとする。

第 5 節 歩道その他の道路

(歩道)

第 14 歩道の切下げについては、次の各号によるものとする。

(1) 歩道の巻込部における歩道と車道とのすりつけ及び横断歩道箇所における歩道と車道とのすりつけについては、「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」及び各年度の標準構造図集によること。

(2) 横断歩道箇所における中央分離帯と車道とのすりつけについては、「神戸市バリア

フリー道路整備マニュアル」によること。

(3) 歩道面が下がるため降雨時に水が溜る恐れがある箇所では、落下穴面積を十分確保し、また雨水取込柵を設け排水に留意すること。

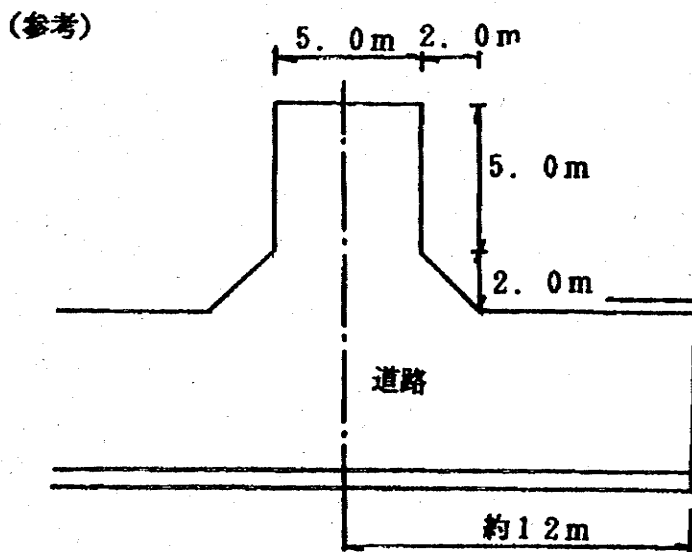
なお、歩道の切下げ区間には街渠柵を設置しないものとする。

(行きどまり道路)

第 15 道路は、原則として袋状でないものとする。ただし、当該道路の延長又は当該道路と他の道路との接続が予定されている場合、または、転回広場及び避難通路が設けられている場合は、この限りでない。

2 転回広場の標準は、図 2-5 とする。

図 2-5 転回広場標準図



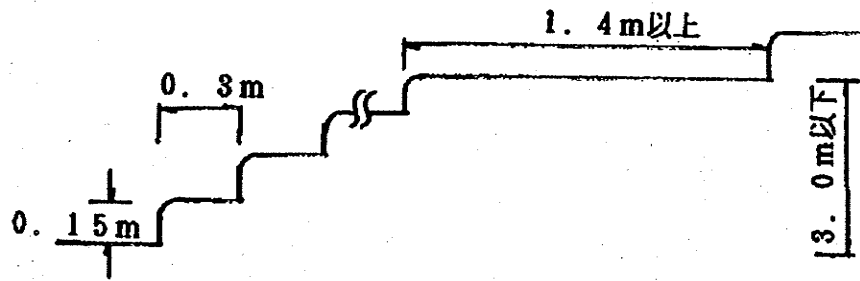
(階 段)

第 16 歩行者の便宜上又は防災上特に必要がある場合、または地形上やむをえない場合は、次の各号により階段を設けるものとする。

(1) 幅員は、4メートルを標準とする。

(2) 構造は、図 2-6 を標準とする。

図2-6 階段構造図



(3) 階段は両側に高欄を設けるものとし、高低差5メートル以上の階段及びその他特に歩行者の便宜上必要と考えられる場合は、中央部に手摺を設ける等安全を図るものとする。

(4) 車道と接続する階段の頂上には、駒止めを設けるものとする。

(車両乗入施設)

第17 車両が車庫等の道路外の施設又は場所に入出する場合は、極力歩道部分からの乗入れが無いように計画し、やむを得ない場合は、あらかじめ歩道に乗入施設を設けるものとする。

2 乗入施設は、表2-3により計画し、構造は各年度の標準構造図集による。

3 消防法等他法令の規定による場合はその都度協議すること。

4 乗入施設は、原則として次に掲げる①から⑨までの場所以外に設けるものとする。

ただし、民家等にその家屋所有者の自家用車が入り出す場合であって、自動車の出入り回数が少なく、交通安全上特に支障がないと認められる場合には、②から④及び⑥は適用しないことができるものとする。

①横断歩道及び前後5メートル以内の部分。

②トンネル、洞門等の前後各50メートル以内の部分。

③バス停留所、路面電車の停留場、ただし停留所を表示する標柱又は表示板のみの場合は、その位置から各10メートル以内の部分。

④地下道、地下鉄の出入口及び横断歩道橋の昇降口から5メートル以内の部分。

⑤交差点(総幅員7メートル以上の道路の交差する交差点をいう。)及び交差点の側端又は道路の曲がり角から5メートル以内の部分、ただしT字型交差点のつきあたりの部分を除く。

⑥バス停車帯の部分。

⑦橋の部分

⑧防護柵及び駒止めの設置されている部分、ただし交通安全上特に支障がないと認められる区間を除く。

⑨交通信号機、道路照明灯の移設を必要とする箇所、ただし道路管理者及び占有者が移設を認めた場合は除く。

表 2-3

乗入れする 車両の種類	乗入れ施設の大まかさ(構造・寸法)												利用する 施設の状況	
	幅		面所数		コンクリート舗装		アスファルト舗装		組み合わせプロック系舗装		タイル系舗装			
	幅	面所数	呼称	呼称	呼称	呼称	呼称	呼称	呼称	呼称	呼称	呼称		
軽 小型 普通 自動車	2.5m以下	2	コンクリート クラック シタラン	コンクリート	クラック シタラン	コンクリート	クラック シタラン	砂	組合せ ブロック	呼称	クラック シタラン	コンクリート	タイル等 モザイク	一般個人住宅 集合住宅
	4.0m以下	1								T-1	15cm	10cm	3cm 以上	
小型特殊 普通貨物 自動車 総重量 8t未満	4.0m以下	1								K-1	15cm	10cm	3cm 以上	駐車場 工場 店舗
	6.0m以下	2								K-2	20cm	20cm	3cm	
大型 大型特殊 自動車 総重量 8t以上	6.0m以下	1								A-1	15cm	20cm	15cm	ガソリンスタンド 大規模駐車場 工場 トラック・バス車庫
	6.0m以下	2								A-2	15cm	20cm	5cm 5cm 5cm	
当該車種については、原則として コンクリート舗装(C-3)を適用する。														

- 備考
- 形状および構造図は別図によるものとする。
 - 自家用とは、単に車庫等に出入りし、乗入れ回数が少ない場合。
 - 営業用とは、ガソリンスタンド、路外駐車場、店舗、工場等に出入りし、乗入れ回数が頻繁な場合。
 - 乗入れする車両が、自家用の軽、小型、普通自動車の場合で同一敷地に乗入れ面所が2箇所の場合は、幅2.5m以下とする。(事後に乘入れ施設を追加する場合は、幅2.5m以下とする。)
 - 大型車両(トレーラー等)が頻繁に出入りし、上表により狭い場合は、承認を得て幅、面所数、舗装工種等を決定することができるものとする。(この場合、出入りする車両の回転半径図を考慮するものとする。)
 - 消防法等法令の規定と抵触する場合は、その都度協議すること。

舗装構造図

(単位: cm)

工種	セメントコンクリート舗装	工種	アスファルトコンクリート舗装
C - 1	<p>溶接金網 10 セメントコンクリート 15 クラッシャーラン</p>	A - 1	<p>アスファルト コンクリート (細粒) 15 クラッシャーラン</p>
C - 2	<p>溶接金網 20 セメントコンクリート 15 クラッシャーラン</p>	A - 2	<p>アスファルト コンクリート (細粒) (粗粒) 15 クラッシャーラン</p>
C - 3	<p>溶接金網 25 セメントコンクリート 20 クラッシャーラン</p>	A - 3	<p>アスファルト コンクリート (細粒) (粗粒) (粗粒) 20 クラッシャーラン</p>
工種	組合せブロック系舗装	工種	タイル系舗装
K - 1	<p>8 組合せブロック 3 砂 15 クラッシャーラン</p>	T - 1	<p>10.33 タイル等 3 セメントモルタル 20 セメントコンクリート 15 クラッシャーラン 溶接金網</p>
K - 2	<p>8 組合せブロック 3 砂 20 クラッシャーラン</p>	T - 2	<p>10.33 タイル等 3 セメントモルタル 20 セメントコンクリート 15 クラッシャーラン 溶接金網</p>

備考

- 1 組合せブロックとはインターロッキングブロック, レンガブロックなどを言う。
- 2 タイルとは石器質タイル, 磁器質タイル, 陶器質タイル, レンガタイル, 天然石(小舗石等)などを言う。
- 3 路盤工の転圧については2層仕上げとする。
(クラッシャーラン)

舗装材料規格一覧表

材 料 名	規 格
クラッシュラン（切込砕石）	最大粒径 40 mm以下（C-40）
セメントコンクリート	圧縮強度 18N/mm ² 、スランプ 8 cm、 粗骨材最大寸法 20 mm
アスファルトコンクリート （ 加 熱 混 合 物 ）	細粒度アスファルトコンクリート（最大粒径 13 mm） 粗粒度アスファルトコンクリート（最大粒径 20 mm）
砂	最大粒径 2.50 mm以下
セメントモルタル	1 : 2
溶 接 金 網	約 3 kg / m ² 以上 径 6 mm、異形棒鋼（SD295A）150×150 mm

（歩道橋）

第 18 適用基準

歩道橋、その他立体横断施設（以下「歩道橋等」という。）の計画・設計・施工にあたっては次に示す示方書等によるものとする。また、これらの示方書等に規定していない事項については、必要に応じて関連する技術基準等を参考にすること。

- ・ 立体横断施設技術基準・同解説（日本道路協会）
- ・ 神戸市バリアフリー道路整備マニュアル

2 設計

- (1) 設計にあたっては、設計条件について本市の確認を得た後着手するものとする。
- (2) 設計にあたっては、維持管理が容易なものにするとともに、点検管理や補修等の維持管理費が小さくなるようにする。

- (3) 各占用物件は、原則的に認めないこととする。
- (4) 設計内容については、照査を確実にし設計図書に誤謬等のないようにするものとする。本市の最終審査を受けるにあたってはチェックシートを提出するものとする。
- (5) 設計計算書には、係数・計算式等の出典を明記すること。
- (6) 橋名は原則として地名を用いるものとし、本市と協議のうえ決定するものとする。
橋名・橋歴板等は図 2-7、図 2-8 のとおりとする。

3 施工

施工に関する一般的事項については神戸市土木工事請負必携に準拠し、所定の施工管理を実施するものとする。

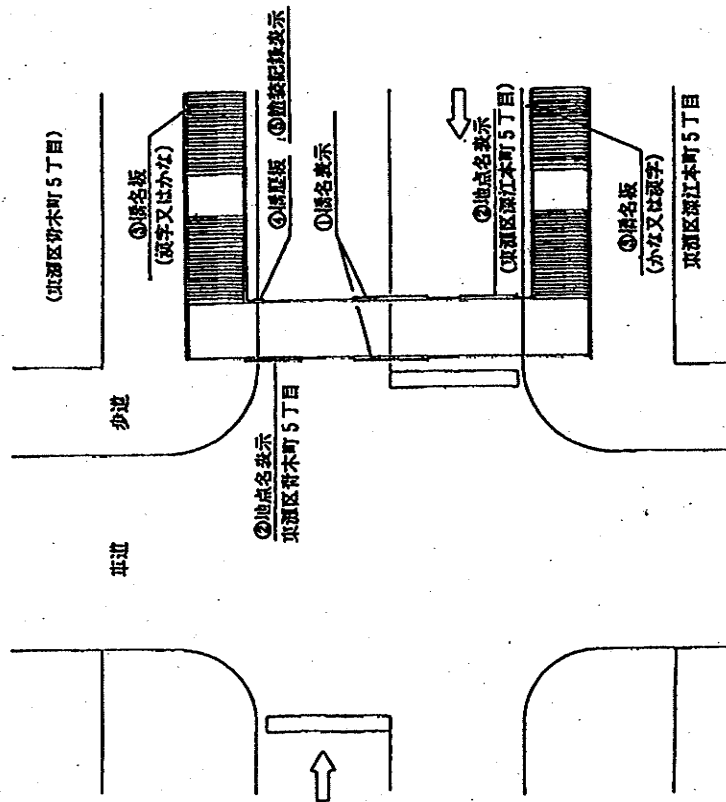
4 検査

歩道橋の規模や特殊性等により、必要に応じて段階ごとに検査を行うことがある。

5 引継事務

- (1) 引継にあたっては、表 2-4 橋梁引継提出物一覧表を参照し、書類を提出すること。
- (2) 引継にあたっては、表 2-5 橋梁引継提示物一覧表を参照し、書類を提示すること。
また、必要に応じて提出すること。

横断歩道橋 附属標識等 設置位置関係



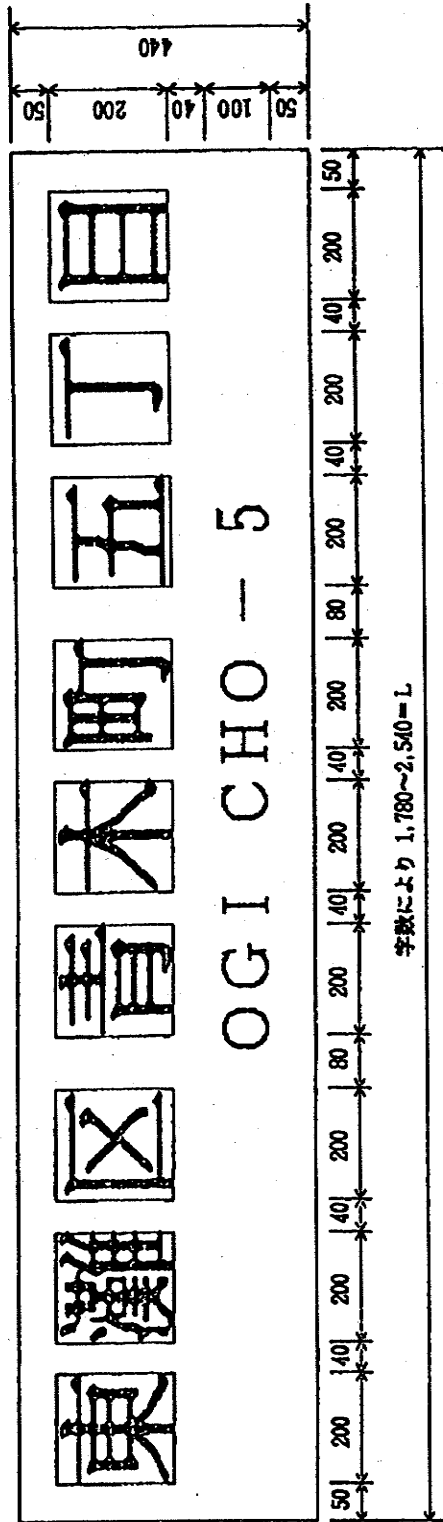
1. 鋼 橋

対図 番号	名 称	規格・寸法	備 考
1	橋名表示	ペイント	<ul style="list-style-type: none"> ・黒文字 ・桁高2/3程度を目安とし、記入 ・原則として地点名をとる
2	地点名 表示	高輝度反射シート	<ul style="list-style-type: none"> ・詳細は別紙のとおり (図2-9) ・地点名は左側を標示
3	橋名板	ブロンズ 30×12×2.5cm 40×15×2.5cm	<ul style="list-style-type: none"> ・昇り方向に向かい右側の高欄取り付ける
4	橋 歴 板	ねずみ鉄製品 FC-15 20×30cm	<ul style="list-style-type: none"> ・立体横断施設設置基準・同解説 6-2 (P66) ・JIS G 5501
5	塗装記録 表示	ペイント・黒文字 27×37cm	<ul style="list-style-type: none"> ・橋歴板付近に記入

2. コンクリート橋

- (1)1・2については、アルミ板等に高輝度反射シートを張り付け、本体に取り付ける。
- (2)3・4は鋼橋と同じ。

横断歩道標地点名表示記入例 S=1/10



標識版	A : L = 1,780	B : - 2,060	C : - 2,300	D : - 2,540	字数	面積 (㎡)	字体	字色	材質
					7	0.78	丸ゴシック体	白地に青文字	高輝度反射シート
					8	0.90			
					9	1.01			
					10	1.11			

ローマ字は上記の例のごとく町名のみ記入

(橋 梁)

第 19 適用基準

橋梁の計画・設計・施工にあたっては、次に示す示方書等によるものとする。また、これらの示方書等に規定していない事項については、必要に応じて関連する技術基準等を参考にすること。

- ・ 道路橋示方書・同解説 I. II. III. IV. V. (日本道路協会)
- ・ 鋼道路橋施工便覧 (日本道路協会)
- ・ 鋼道路橋設計便覧 (日本道路協会)
- ・ 道路橋支承便覧 (日本道路協会)
- ・ 鋼道路橋塗装便覧 (日本道路協会)
- ・ 道路橋補修便覧 (日本道路協会)
- ・ コンクリート道路橋設計便覧 (日本道路協会)
- ・ コンクリート道路橋施工便覧 (日本道路協会)
- ・ 杭基礎施工便覧 (日本道路協会)
- ・ 杭基礎設計便覧 (日本道路協会)
- ・ 鋼管矢板基礎設計施工便覧 (日本道路協会)
- ・ 道路照明施設設置基準・同解説 (日本道路協会)
- ・ 防護柵の設置基準・同解説 (日本道路協会)
- ・ 鋼道路の細部構造に関する資料集 (日本道路協会)
- ・ 道路橋鉄筋コンクリート床版防水層設計・施工資料 (日本道路協会)
- ・ 鋼道路橋の疲労設計指針 (日本道路協会)
- ・ プレキャストブロック工法によるプレストレストコンクリートTげた道路橋設計施工指針 (日本道路協会)
- ・ 道路土工－施工指針 (日本道路協会)
- ・ 道路土工－擁壁工指針 (日本道路協会)
- ・ 道路土工－カルバート工指針 (日本道路協会)
- ・ 道路土工－仮設構造物指針 (日本道路協会)
- ・ プレストレストコンクリート工法設計施工指針 (土木学会)

2 設計

- (1) 設計にあたっては、設計条件について本市の確認を得た後着手するものとする。
- (2) 設計にあたっては、維持管理が容易なものにするとともに、点検管理や補修等の維

持管理費が小さくなるようにすること。

- (3) 各占用物件は、橋梁以外に余地がない場合に限り、橋梁部に添架するものとする。設計時点でこれらの占用物件の種類・形状を把握して上部工形式を決定するものとする。橋梁部に占用物件が入る場合は、事前に本市係員と協議するものとする。なお、占用物件は将来の開発等を見込んでおくこと。
- (4) 設計内容については、照査を確実にし設計図書に誤謬等のないようにし、本市の最終審査を受けるに当たってはチェックシートを提出するものとする。
- (5) 設計計算書には、係数・計算式等の出典を明記すること。
- (6) 橋名は原則として地名を用いるものとし、本市と協議のうえ決定するものとする。

3 施工

施工に関する一般的事項については神戸市土木工事請負必携に準拠し、所定の施工管理を実施するものとする。

4 検査

橋梁の規模や特殊性等により、必要に応じて段階ごとに検査を行うことがある。

5 引継事務

- (1) 引継にあたっては、表 2-4 橋梁引継提出物一覧表を参照し、書類を提出すること。
- (2) 引継にあたっては、表 2-5 橋梁引継提示物一覧表を参照し、書類を提示すること。また、必要に応じて提出すること。

表 2-4 橋梁引継提出物一覧表

	提出物件	部 数	備 考
台帳関係	橋 梁 台 帳 (橋梁台帳作成要領参照)	2	本市が支給するものに所定の項目を記入して提出する
	照 明 灯 台 帳	2~3	〃
	道 路 標 識 台 帳	2	〃
	そ の 他 の 台 帳	2	必要な場合のみ
河川 占 用 関 係	河川占用許可申請書及び許可書	写し 2	神戸市に対しては占用権の権利移転申請書の添付書類として提出
	又は準用河川占用許可申請書及び許可書	又は写し 2	〃
	又は公有水面使用願及び使用許可書	又は写し 2	〃
橋梁 添 架 物 関 係	水道、下水、NTT、 関電、ガス等との各種協定書	写し 2	本市は道路法の範囲内で引継ぐ
	添架物件関係詳細図面及び写真	〃 2	〃
	添架物関係計算書	〃 2	〃
立 体 交 差 関 係	J R・私鉄等との各種建設関係の協定	〃 2	〃
	J R・私鉄等との維持管理に関する協定	〃 2	〃

表 2-5 橋梁引継提示物一覧表

		提示物件	内 容
工事写真		施 工 前	神戸市土木請負工事必携（2葉の2）'6 工事記録 作成要領による
		施 工 中	
		施 工 後	
材料試験及び品質規格証明書等		コンクリート関係	神戸市土木請負工事必携（2葉の1）1 土木共通 仕様書 第2章 材料による
		鉄 筋 関 係	
		鋼 材 関 係	
		特殊二次製品関係	
		そ の 他 の 材 料	
施工管理成果		出来形管理関係	神戸市土木請負工事必携（2葉の2）4 土木工事 施工管理基準による
		品質管理関係	

第 6 節 舗 装

（アスファルト舗装〔車道〕）

第 20 道路の舗装は、原則としてアスファルト舗装とし、その舗装断面は「舗装設計便覧」（日本道路協会）により決定するものとする。

2 曲線部坂路中の交差点、急坂路や歩行者の多い横断歩道の前にはすべり止め舗装をするものとする。

3 開発区域内に小学校を設ける場合、学校正門前のみ1路線（但し四つ角の場合は2路線以上）に樹脂系又は合材系の緑色舗装を行う。

（コンクリート舗装）

第 21 道路縦断勾配が急な場合又は小規模な宅地開発に適用する。

2 舗装断面・構造は「舗装設計便覧」（日本道路協会）により決定するものとする。

（歩道舗装）

第 22 歩道舗装の構造は、各年度の標準構造図集及び舗装設計便覧（日本道路協会）によること。

（品質管理及び中間検査）

第 23 舗装断面の決定にあたっては、土質試験結果、設計・品質・施工等の資料を提出

し、事前に協議するものとする。

- 2 施工にあたっては、各工程（路床、路盤、基層、表層）完了ごとに検査を受け、合格後、次の工程に着手すること。

第 7 節 排水施設

（排水方法）

第 24 道路側溝は、公共用地を経て流末処理されるものとする。

- 2 道路側溝には、原則として汚水を放流しないものとする。
- 3 道路側溝の設計にあたっては、第 5 章下水道施設（雨水管渠）第 50 の計算式に準拠する。
- 4 流量計算表は、第 5 章下水道施設の表 5-1 を用い各地点ごとに排水面積をきめ、各点について流量計算するものとする。
- 5 計画断面は、開渠の場合雨水流出量の 1.2 倍以上を流し得るものに、更にその側溝の内り高さの 2 割の余裕高を加えた断面とする。

円形管の場合は、雨水流出量の 1.2 倍以上を流し得るものとし、断面は満流で計算するものとする。

（構造）

第 25 側溝は、L型街渠溝を原則とし、U型溝を設ける場合は蓋掛付とし、共にコンクリート製とする。

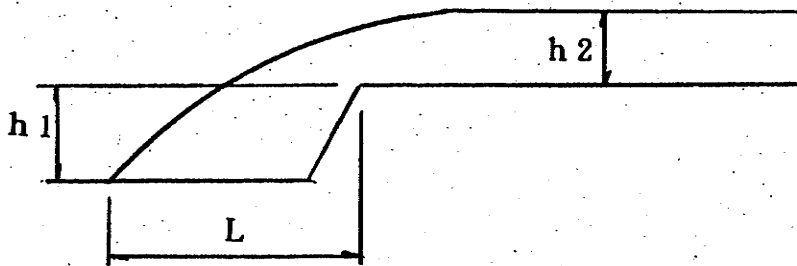
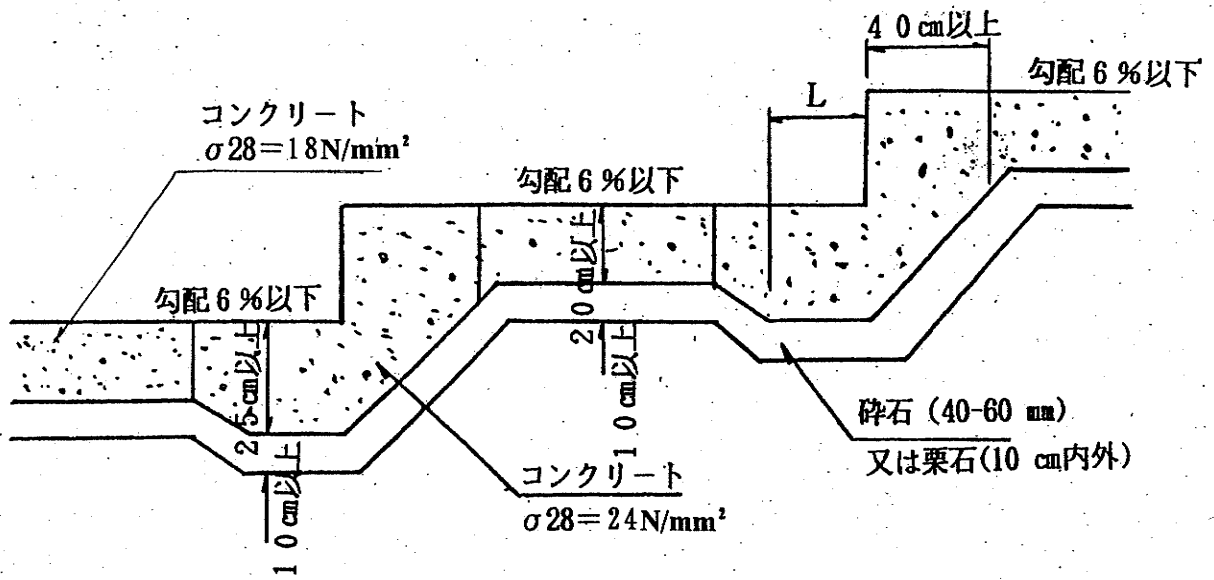
- 2 道路側溝の構造は、各年度の標準構造図集によること。
- 3 管渠（ヒューム管）は、コンクリートで補強し、構造は、各年度の標準構造図集によること。

（勾配）

第 26 水路勾配は、構造・断面で異なるが、原則として、最小 1%～最大 6%とする。

- 2 最大勾配を超える場合は、段差工を施すこと。（図 2-9）

図2-9 段差工



簡易式

$$L = V \sqrt{\frac{2(h_1 + h_2)}{g}}$$

(例)	$h_1 = 0.3 \text{ m}$	$h_1 = 0.2 \text{ m}$
	$h_2 = 0.5 \text{ m}$	$h_2 = 0.2 \text{ m}$
	$V = 2.5 \text{ m}$	$V = 2.5 \text{ m}$

$V = \text{最大流速 (m/sec)}$

$g = 9.8 \text{ m/sec}^2$

のとき

のとき

$L = 1.0 \text{ m}$

$L = 0.7 \text{ m}$

(横断集水溝)

第 27 縦断勾配の急な道路にあって路面に流水が予想される場合は、必要に応じ、横断集水溝を設けるものとする。

2 構造は、各年度の標準構造図集によること。

(揚 蓋)

第 28 取込柵・その他の揚蓋は、原則として神戸市型ダクタイル揚蓋あるいは神戸市型グレーチング揚蓋を使用するものとする。(各年度の標準構造図集によること。)

その設置方法は蝶番の位置を車道側とする。

2 柵の設置位置は、下記によるものとする。

(1) 屈曲部、勾配変化点等の特に集水を必要とする箇所に設置する。

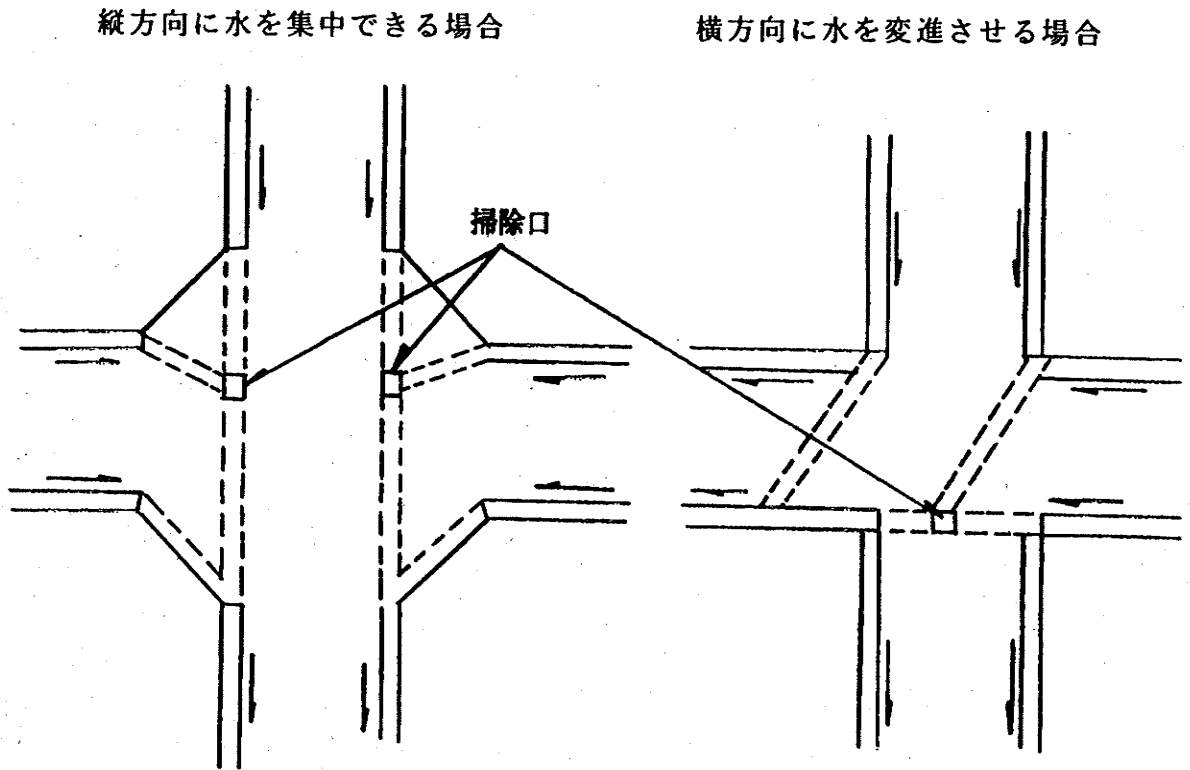
(2) 前号により設置した箇所の間隔が 10 メートルをこえる区間については、下記の表を参考にして等間隔になるよう街渠蓋を設置する。

縦断勾配 集水幅	0.4%未満	0.4%以上 0.5%未満	0.5%以上 1.0%未満	1.0%以上 2.0%未満	2.0%以上 3.0%未満	3.0%以上 4.0%未満	4.0%以上
	5.0m未満	m 10	m 15	m 20	m 25	m 25	m 25
5.0m～7.5m未満	10	10	15	20	20	25	25
7.5m～10.0m未満	10	10	10	15	15	20	20
10.0m～12.5m未満	10	10	10	10	15	15	20
12.5m～15.0m未満	10	10	10	10	10	15	15
15.0m以上	10	10	10	10	10	10	15

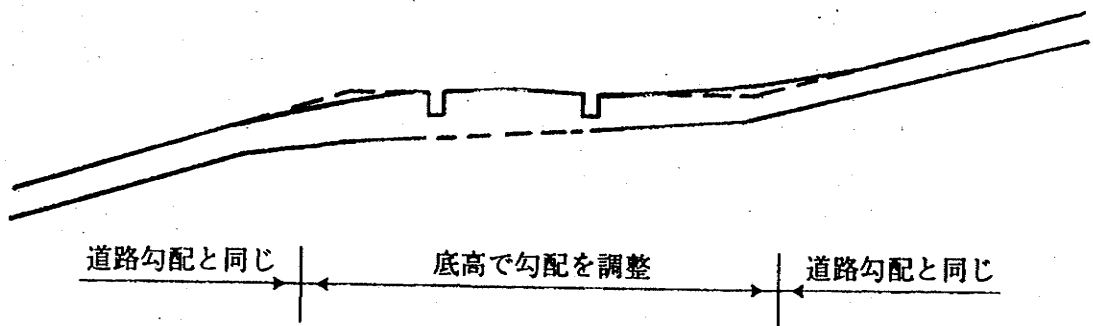
(注) 集水幅：道路の集水幅
縦断勾配：道路縦断勾配

3 水路の変化点は図 2-10 を標準形式とする。

図 2-10 水路の変化点構造



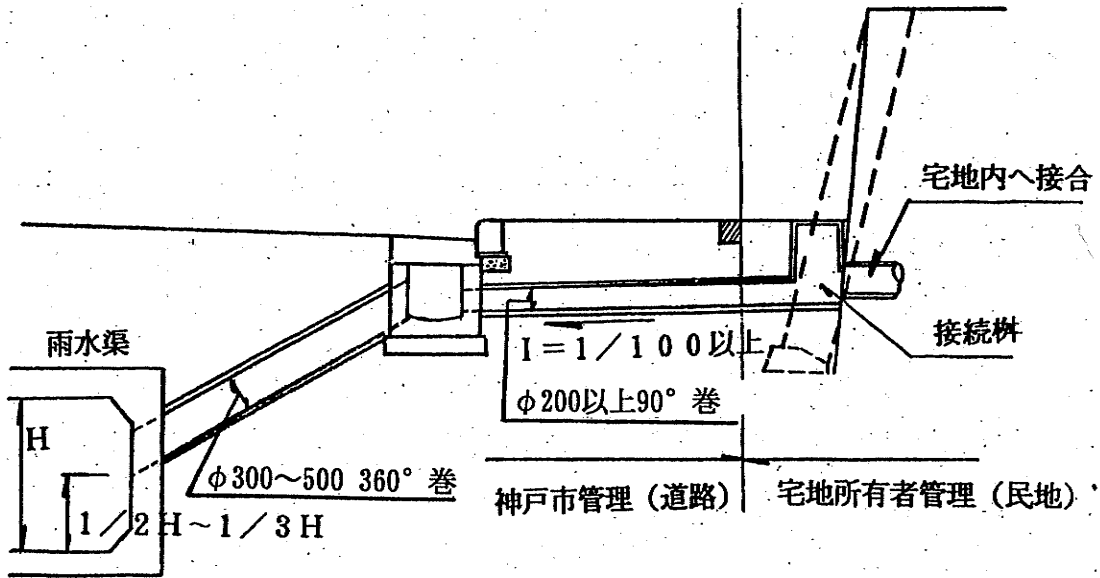
交差点付近における道路勾配と側溝の関係



(宅地排水処理)

第 29 歩道付の街路に接する宅地の排水処理方法は、図 2-11 によるものとする。

図 2-11 宅地排水の処理断面



(品質管理資料の提出)

第 30 排水施設の構造物で、2次製品を 50組以上使用する場合は、品質管理資料を提出するものとする。

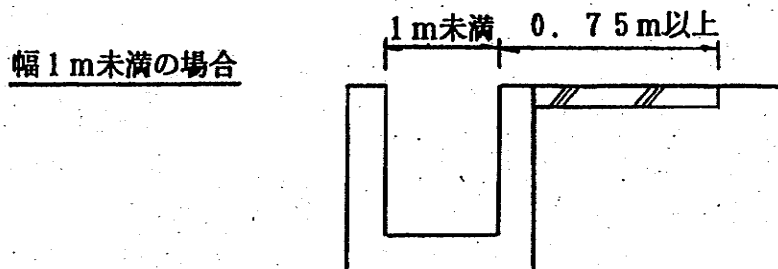
(水路)

第 31 開発区域及び開発区域に接して市有に属する水路(河川及び下水道以外の公有水路)がある場合については、原則として水路の整備及び水路の管理通路を確保すること。

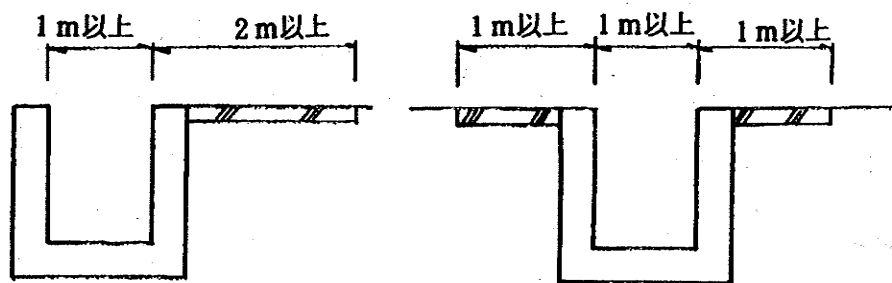
2 水路の整備にあたっては、各年度の標準構造図集によること。

3 水路の管理通路の確保にあたっては、図 2-12 とし管理通路の用地については、原則として市に帰属すること。

図 2-12



幅1m以上の場合



第 8 節 交通安全施設等

(照明施設)

第 32 灯具・ランプ・安定器・灯柱の形式は、表 2-6 に定めるところによるものとする。

表 2-6 照明施設の形式

種 別	灯 具	ラ ンプ	安 定 器	灯 柱	
水銀灯 400W (300W)	独立柱	KSC-4 型 セミカットオフ	HF-400W (HF-300W)	定電力高力率型 400W 用 300W 用	安定器内蔵型ベース プレート式 8-18・10-21・12-23
	添架式	〃	〃	〃	安定器内蔵型 8-18BE・10-21BE 12-23BE
水銀灯 200W	独立柱	岩崎 H741 又は同等	HF-200W	定電力高力率型 200W 用	安定器内蔵型 H6.74m
	添架式	〃	〃	〃	〃 設置高 6.5m
水銀灯 100W	独立柱	岩崎 H743 又は同等	HF-100W	定電力高力率型 100W 用	安定器内蔵型 H6.3m
	添架式	〃	〃	〃	〃 設置高 6.5m
蛍光灯 32W	独立柱	YF31320PN9 又は同等	FHP32 E N	インバータ式 100~200V 対応	H3.5~4.5m
	添架式	〃	〃	〃	自在バンドで取付 設置高 3.5~4.5m
ナトリウ ム灯 180W	独立柱	KSC-4 型セミ カットオフ	NH180LS	一般型高力率型	安定器内蔵型ベース プレート式 8-18・10-21・12-23
	添架式	〃	〃	〃	安定器内蔵型 8-18BE・10-21BE・ 12-23BE

2 照明灯の配置・設置場所については「道路照明設置基準」（日本道路協会）によるほか、その都度協議して定めるものとする。

3 照明器具について表 2-6 以外のものを使用する場合は、その都度協議すること。

（防護柵）

第 33 防護柵（ガードレール・転落防止柵・乱横断防止柵等）は、「防護柵の設置基準・同解説」（日本道路協会）に基づき設置するものとし、構造は各年度の標準構造図集によるものとする。

2 各防護柵の基礎形式の構造は、各々において異なるが、原則として擁壁工等構造物に埋込式とするものとし、やむをえず独立した基礎とする場合は、各年度の標準構造図集によること。

3 防護柵の設置にあたっては、建築限界をまもり、車道幅員を侵さないものとする。

（反射鏡・標識・区画線等）

第 34 やむをえず曲線となる道路・鋭角となる道路で視距がさまたげられる場合は、必要により道路反射鏡を設けるものとし、鏡面はステンレス又はアクリル製品とする。その基礎は各年度の標準構造図集によること。

2 必要に応じ、道路標識（規制標識）・信号機等を公安委員会と協議するものとする。

3 区画線の設置は、2 車線以上の道路についてすべてセンターラインを標示するものとし、その他異形の道路・屈折車線等については、導流標示を行うものとする。

4 区画線の方法・施工方法については神戸市土木請負工事必携（2 葉の 1）1 土木共通仕様書による。

5 前各号については、その都度協議するものとする。

（バス停留施設）

第 35 開発区域内にバス路線を設ける場合は、バス停車帯を設け、通常の手線を侵さないよう措置するものとする。

2 交差点付近のバス停車帯は、交差点の流出側で、交差点寄りから 30m 以上離れたところに設置するものとする。

3 歩道を切込み、バス停車帯を設ける場合は、民地側に拡幅し、歩道の有効幅員は 2 m 以上、自転車歩行車道では 3m 以上確保するものとする。

4 バス停の構造は「神戸市バリアフリー道路整備マニュアル」によること。

5 歩道の切込部には、雨水集水柵を設け、排水には特に留意するものとする。

6 バス停車帯部の歩道が崖地、擁壁、水路等に面し人の転落防止のため必要である区

間は転落防止柵を設置するものとする。

7 バス停車帯の標準は、図 2-13 (イ) によるものとする。

8 バス停車帯部の歩道には上屋を設けるものとする。

上屋の構造は図 2-13 (ロ) を標準とするが詳細については交通局と協議すること。

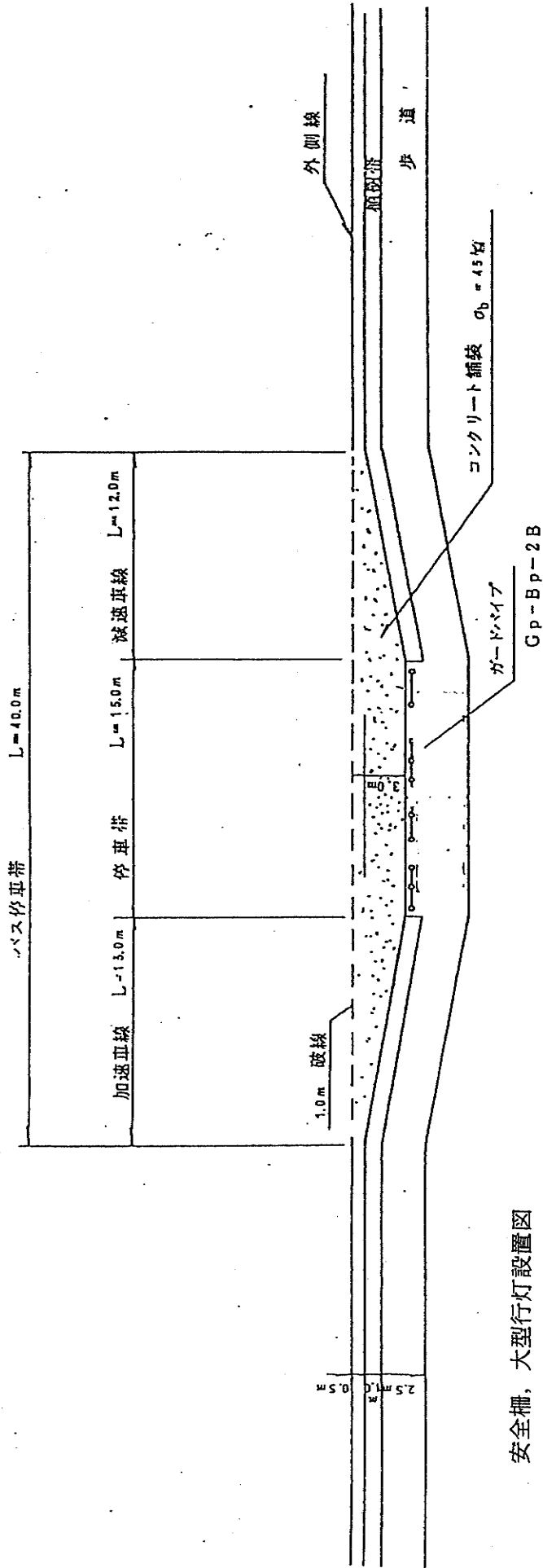
9 バス停車帯部における車道舗装は、原則としてコンクリート舗装とする。

10 バスの停留施設は上記事項を標準とするが、これによれない場合はその都度協議すること。

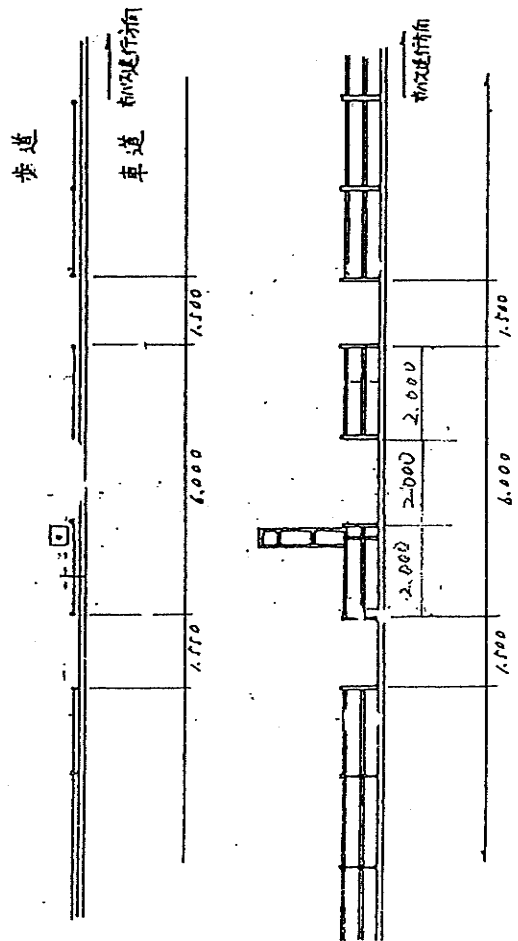
図2-13 (イ)

バス停車帯標準図 S = 1/300

(第4種道路 設計速度 40 Km/h)

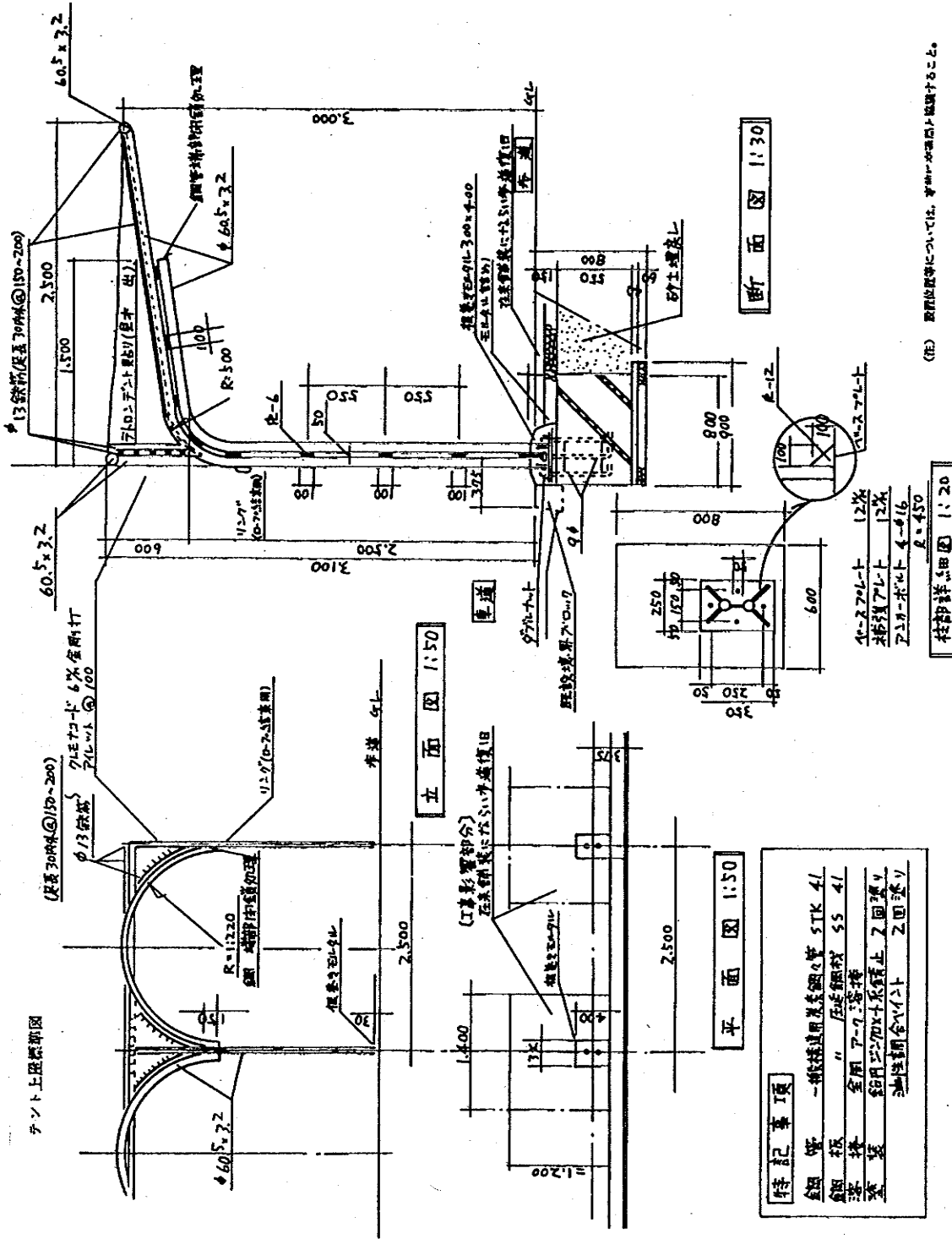


安全柵、大型行灯設置図



(注)設置位置等については、事前に交通局と協議すること。

図 2-13 (口)



(街路樹)

第36 第4種第1級及び第2級の道路には、植樹帯又は植樹柵を設け、その他の道路には必要に応じ、本市と協議して設けるものとする。

2 植樹帯の構造は、道路横断方向に1.5メートルを標準とし、植樹柵の構造は道路横断方向に1.5メートル、縦断方向に1.5メートルを標準とする。

3 植樹帯には、高木及び低木を植栽し、高木(高さ3メートル以上、目通0.15メートル以上)は、6~10メートル間隔に植栽し、他の部分には低木を密植するものとする。

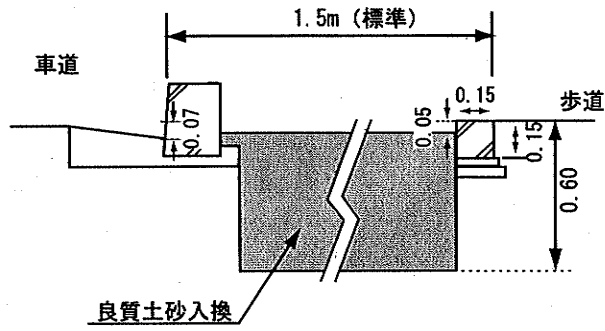
4 (削除)

5 植栽形態(中央分離帯・交通島・交差点部等を含む)、樹種、植栽の方法、管理施設の設置については、本市と協議して定めるものとする。

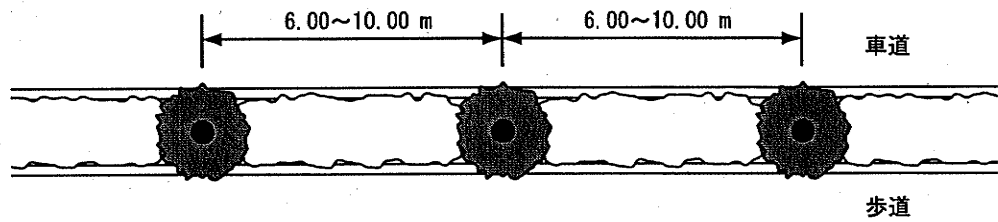
6 植樹帯及び植樹柵の標準は、図2-14とする。

图2-14 植樹帶・植樹樹標準図

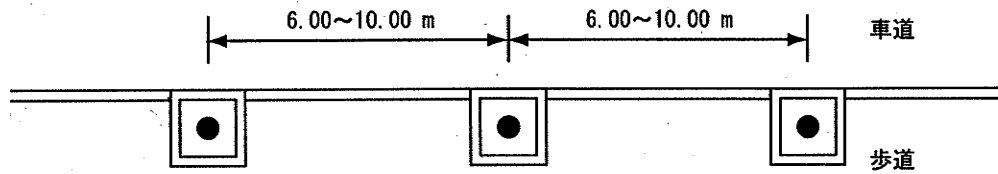
断面図



平面図 (植樹帶)



平面図 (植樹樹)



第 9 節 占 用

(占 用)

第 37 道路の占用は、次の各項によるものとし、定めのない事項については神戸市道路
占用許可基準によるものとする。

2 電柱（支線、支柱、支線柱を含む。）の建柱位置は道路敷外に設置するものとし、や
むをえない事情がある場合には、次の各号及び図 2-15 によるものとする。

(1) 法敷（石積擁壁を含む。）を有する道路では、法敷に設けること。

(2) 歩道に設置する場合は、歩道の車道側に設けること。

(3) 区画街路で規定幅員以外に幅 50 センチメートル以上の路上施設帯を設けてある場
合は、路上施設帯に設ける。

(4) 新設する道路は、有効幅員 4.0 メートル以上確保できるように電柱の位置を計画す
ること。

(5) 同一路線に係る電柱は、道路の同一側に設けること。（共架柱とすること。）

(6) 交差点での建柱は、原則として隅切端から 5 メートル以上離すこと。

3 占用物件を埋設する場合において車道（歩道と車道の区別のない道路にあっては路
面幅員の 2/3 に相当する路面の中央部）以外の部分の地下に埋設すること。ただし、
占用物件本線については車道以外の部分に適当な場所がなく、かつ公益上やむをえな
い事情があると認められたときはこの限りではない。

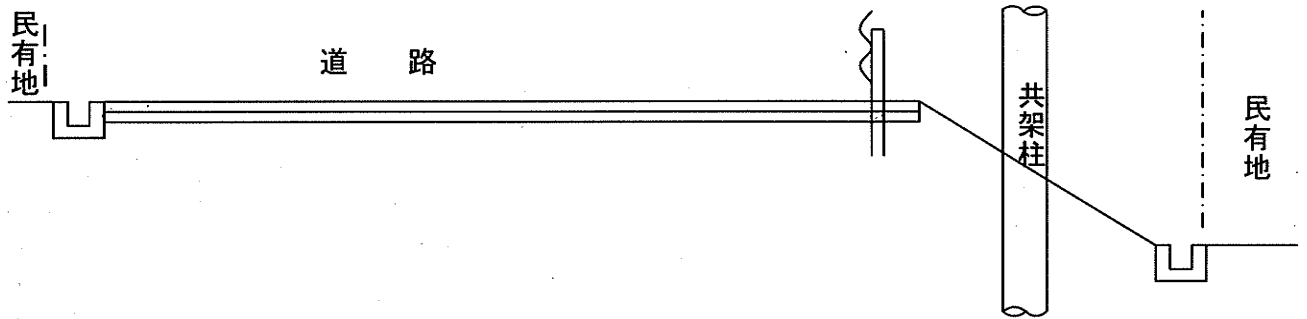
4 第 1 項及び前項による埋設が困難な場合は図 2-16 により埋設するものとする。

5 埋設物の頂部と路面との距離は表 2-7 及び表 2-8 によるものとする。ただし、電
線、水管、ガス管、又は下水道管等の各事業管理者による占用の場合は、表 2-9 によ
ることが出来る。

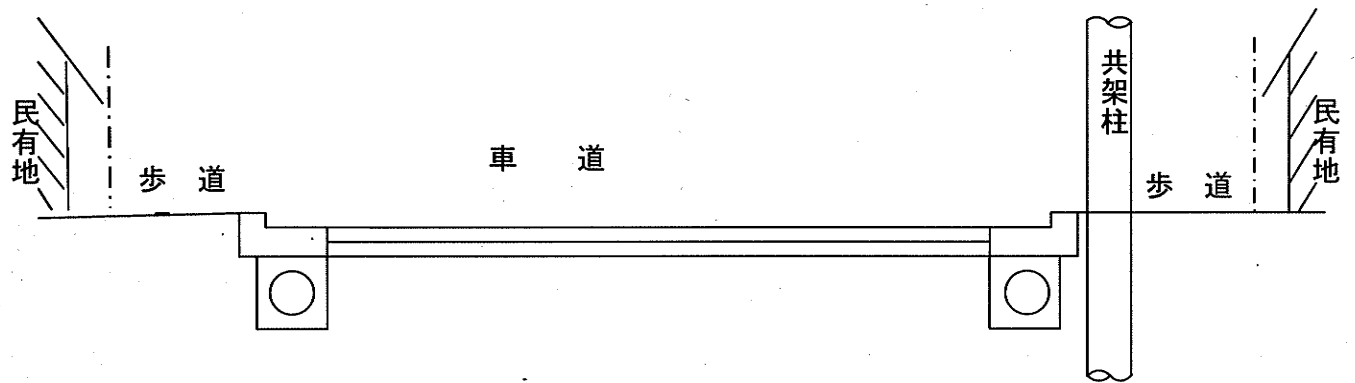
6 道路の設計協議成立後すみやかに、各占用物件の設置について、各占用事業管理者
と事前に打合せの上（協議成立前）、別に定める様式により協議を行い承認を得ること。

図 2-15 電柱建柱位置標準図

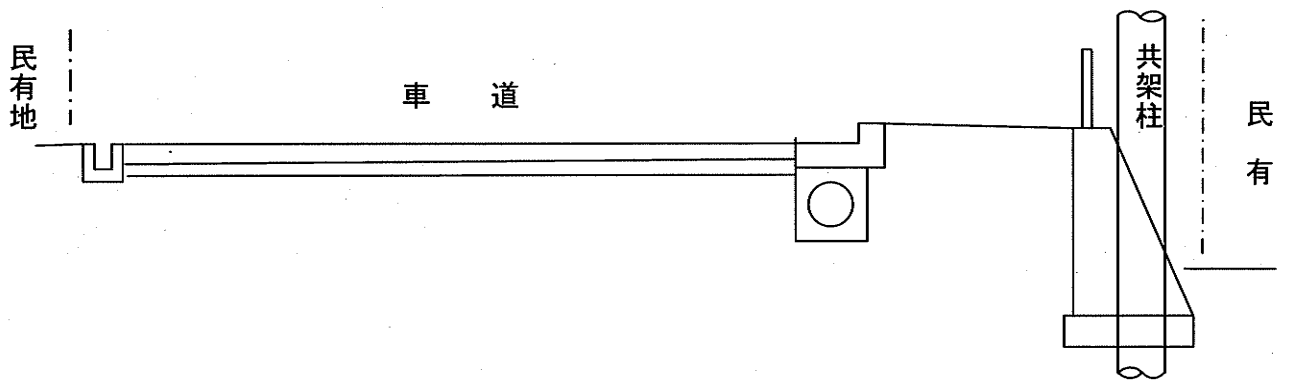
(法敷のある場合)



(歩道と車道の区別のある場合)



(法敷等のある歩道の場合)



(施設帯のある区画街路の場合)

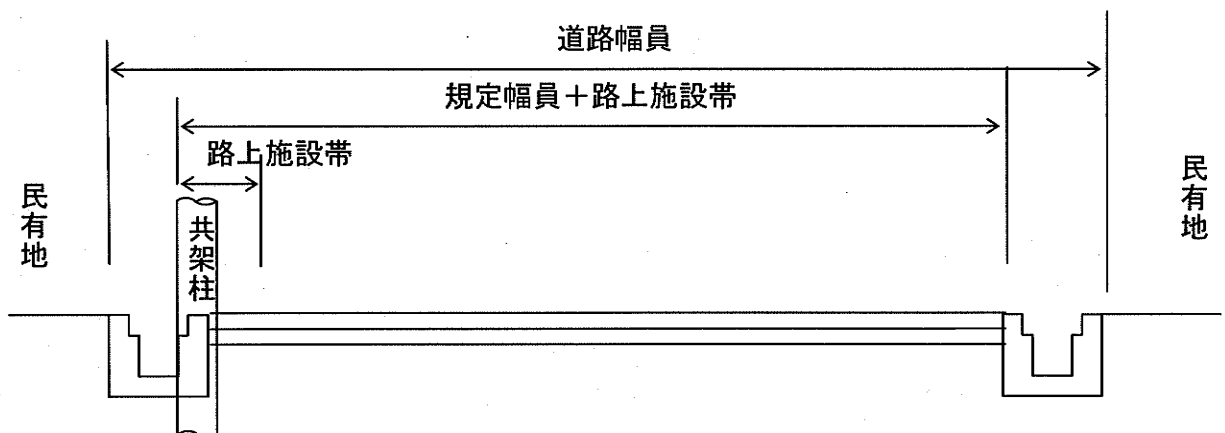
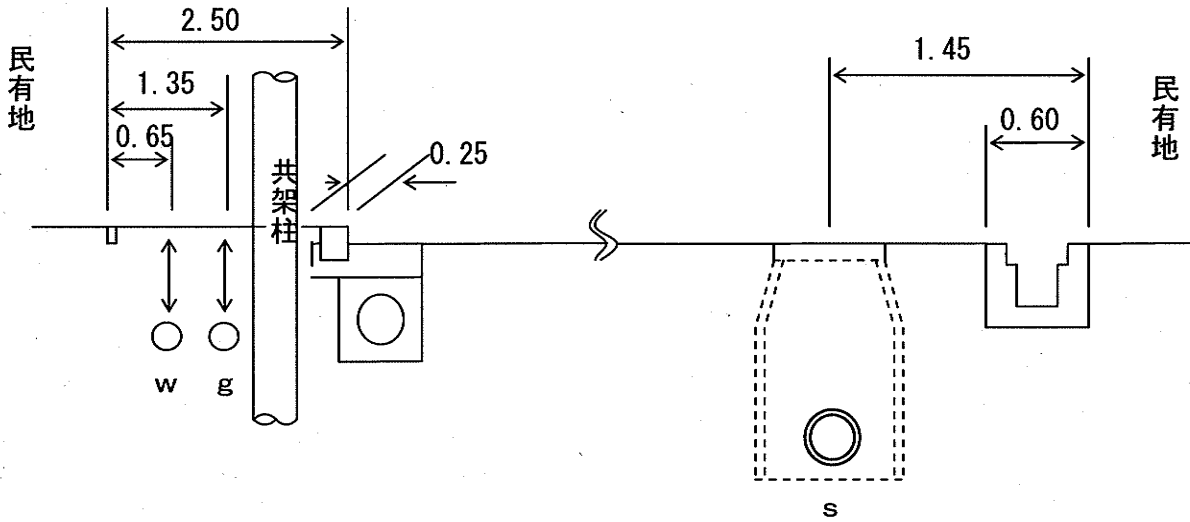
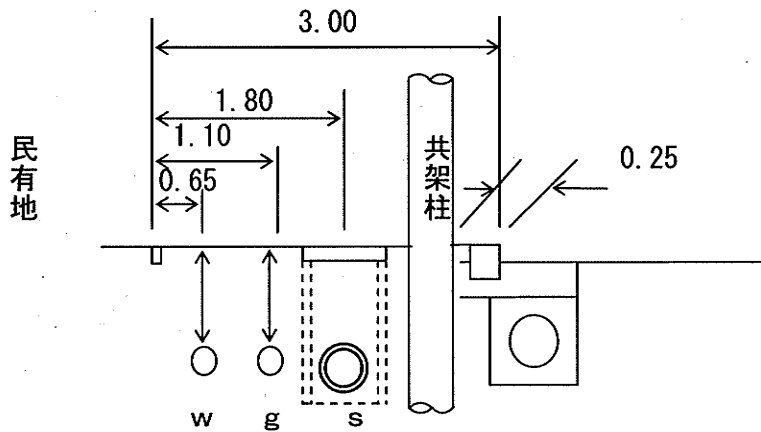


図 2-16 道路占用物件配置標準図

(歩道幅員 2.50m)



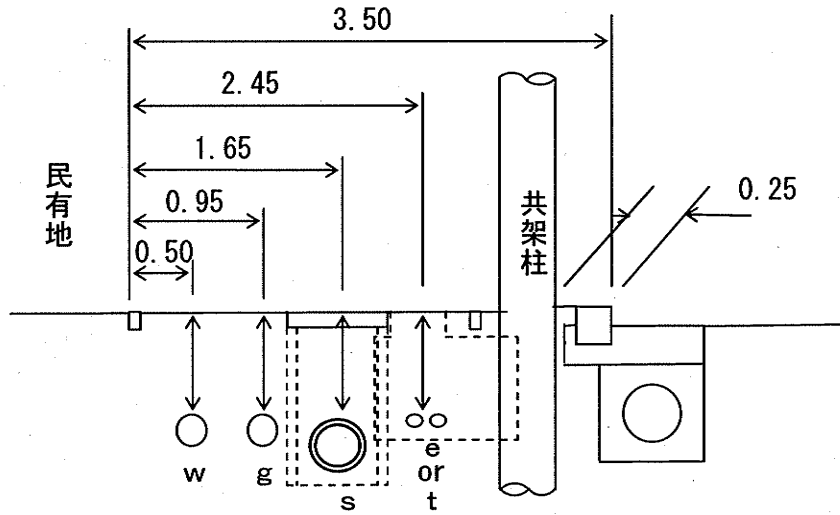
(歩道幅員 3.00m)



注：1) 汚水人孔の内径は 0.60m とする。

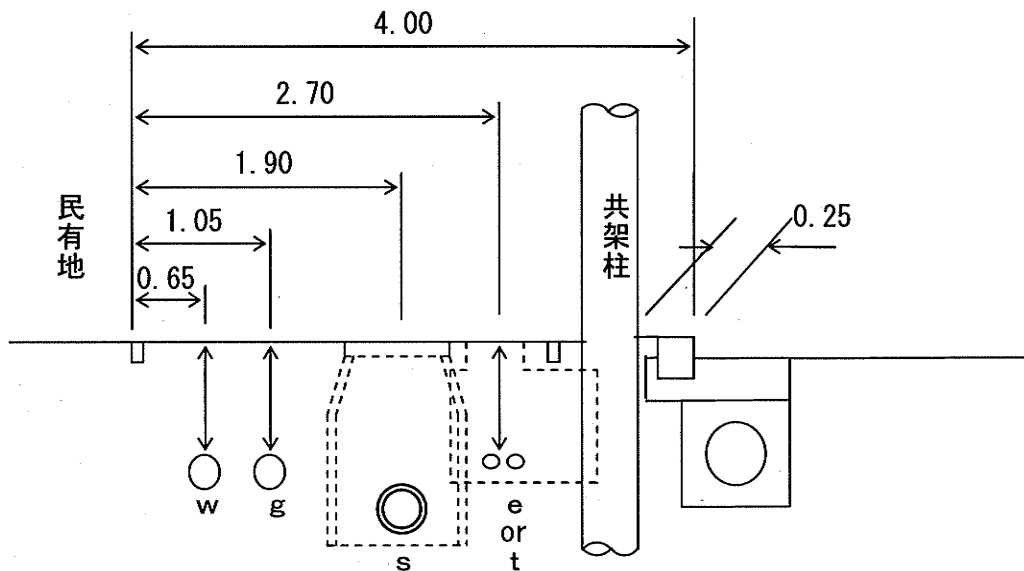
2) w. g の管路間の離隔は 0.30m となるようにする。

(歩道幅員 3.50m)



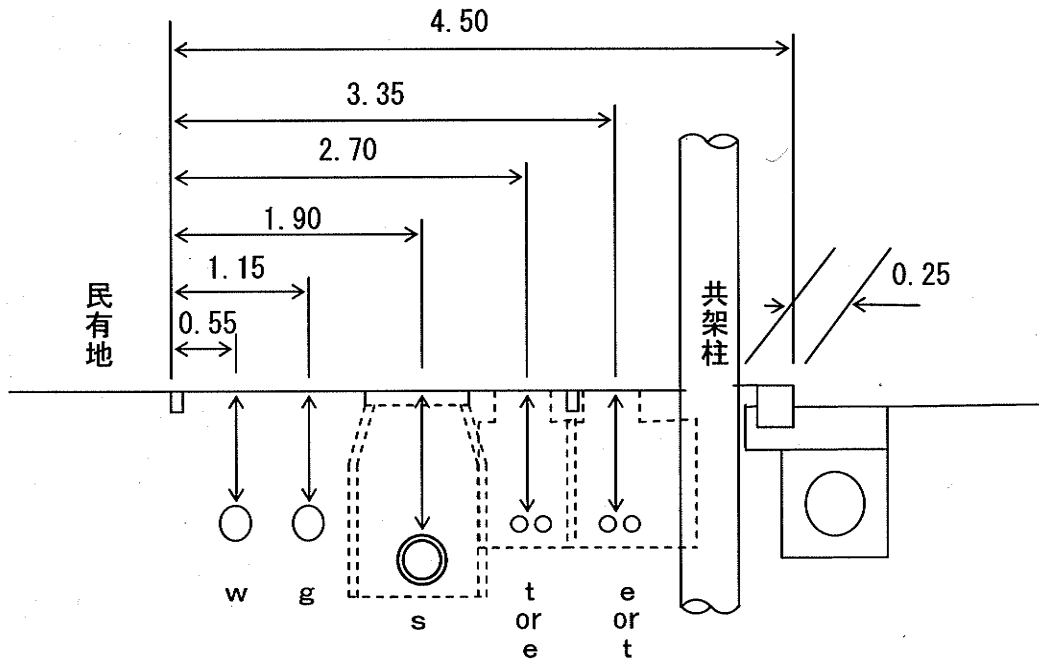
- 注：1) w. g の管路間の離隔は 0.30m となるようにする。
 2) 汚水人孔の内径は 0.60m を標準とする。
 3) e 又 t の人孔外径を表示する。
 4) 将来の電線類の地中化空間を検討する。(参考：電線共同溝図)

(歩道幅員 4.00m)



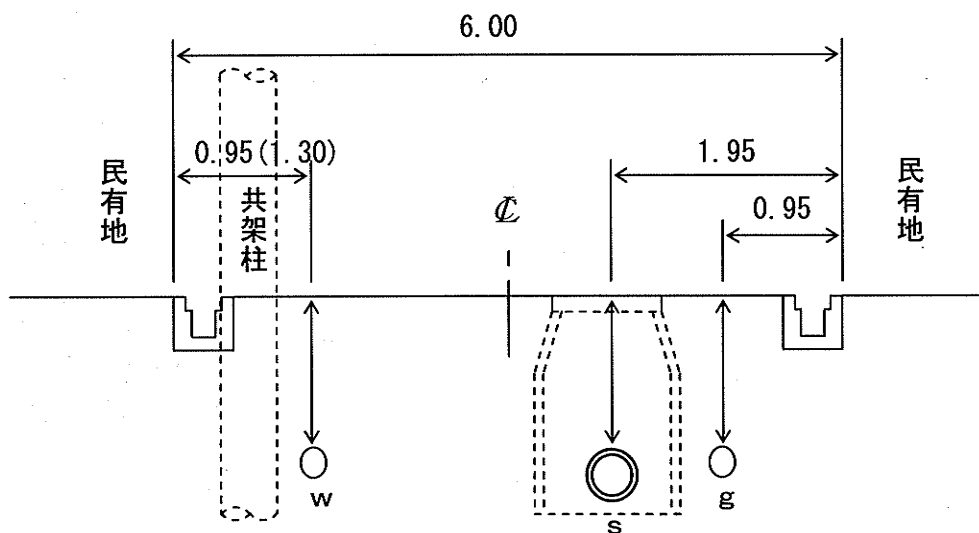
- 注：1) w. g の管路間の離隔は 0.30m となるようにする。
 2) 1) により汚水人孔の内径を検討する。
 3) e 又は t の人孔外径を表示する。
 4) 将来の電線類の地中化空間を検討する。(参考：電線共同溝図)

(歩道幅員 4.50m)



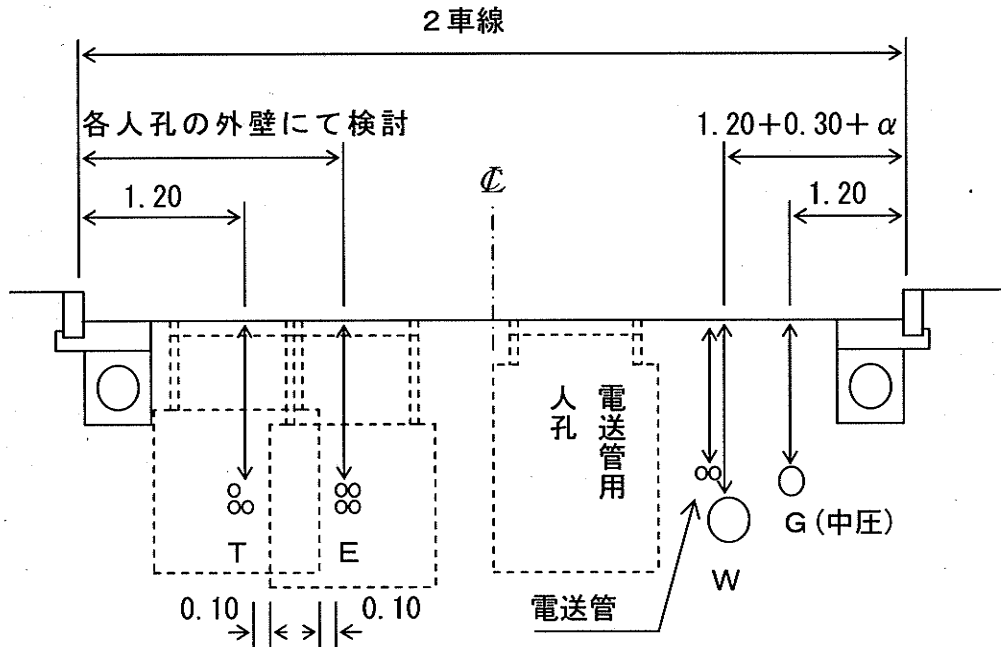
- 注：1) w. gの管路間の離隔は0.30mとなるようにする。
 2) 1) により汚水人孔の内径を検討する。
 3) e又はtの人孔外径を表示する。
 4) 将来の電線類の地中化空間を検討する。(参考：電線共同溝図)

(道路幅員 6.00m)



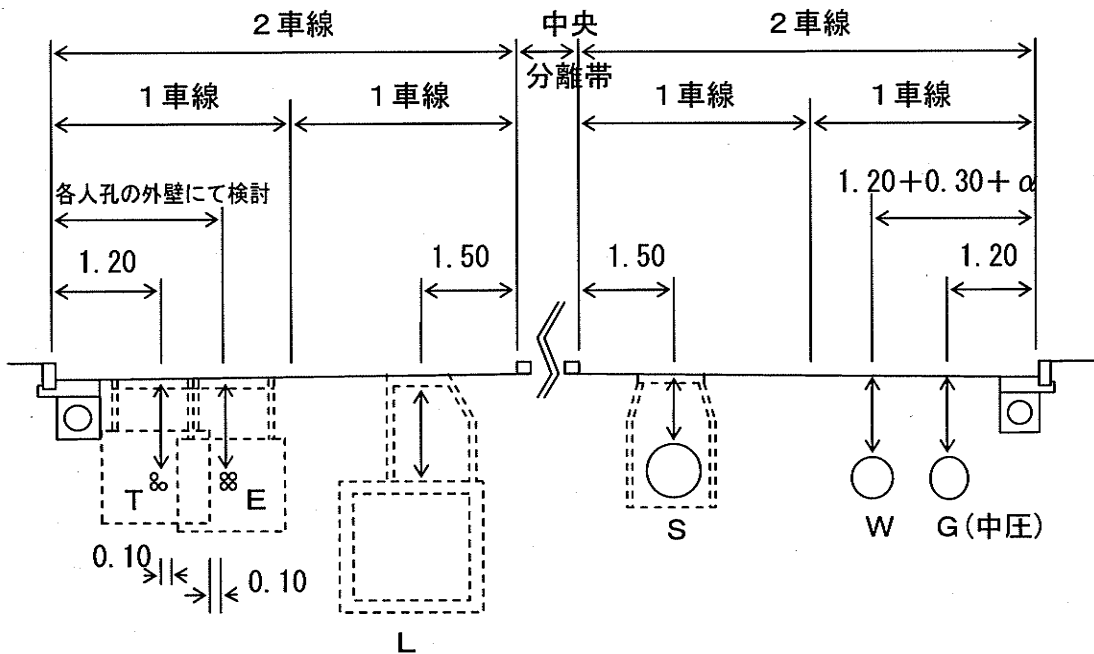
() 電柱を建柱する場合

(両側に歩道がある道路 (2車線))



注：1) 供給管は歩道内占用 (歩道幅員 2.5mから 4.5mの図を参照)

(両側に歩道がある道路 (4車線))



注：1) 供給管は歩道内占用 (歩道幅員 2.5mから 4.5mの図を参照)

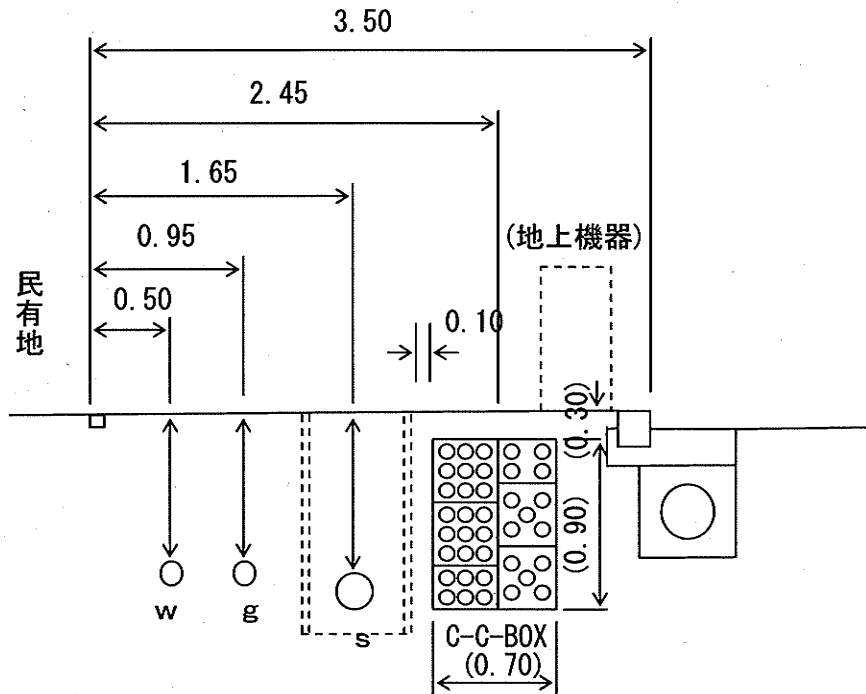
2) 水道送水管と水道電送管を同時占用する場合は、電送用人孔を考慮する。

(上記の2車線図を参照)

電線類地中化 参考図

電線類の地中化の手法は、①単独地中化方式(電線類管理者施工)、②自治体管路方式(自治体施工)、③キャブ方式(道路管理者施工)、④電線共同溝(C-C-BOX)方式(道路管理者施工)がある。

電線共同溝(参考図)



- 注：1) 地中化施設の寸法は、上記施行者(将来管理者)と協議する。
 2) w. gの管路間の離隔は0.30mとなるようにする。
 3) 汚水人孔の内径は0.60mを標準とする。

占用物件の表示方法

表示記号	占 用 物 件	表示記号	占 用 物 件	表示色
W	上水道（送水）	w	上水道（配水）	青
S	下水道（汚水幹線）	s	下水道（汚水枝線）	茶
L	下水道（雨水幹線）	ℓ	下水道（雨水枝線）	黄
T	電 話（主要管路）	t	電 話（配管路）	橙
E	電 力（送電）	e	電 力（配電）	赤
G	ガ ス（高圧・中圧）	g	ガ ス（低圧）	緑
			その他（有線放送・CATV 他）	桃

表 2 - 7 埋設管の頂部と路面との距離

地下埋設物件	内 径	車 道 部		歩 道 部	
		標 準	特 例	標 準	特 例
水管、ガス管 下水道管等	400mm以下	1.2m以上	1.0m以上	1.2m以上	0.6m以上
	900mm以下	1.5m以上	1.0m以上	1.2m以上	1.0m以上
	901mm以上	2.0m以上	1.0m以上	1.5m以上	1.0m以上
地下構造物	—	3.5m以上	2.5m以上	3.5m以上	2.5m以上

ただし、ガス導管（高圧 2MP a 以上）については、1.8m以上とする。

表 2 - 8 埋設物の頂部と路面との距離

地下埋設物件	道 路 種 別	標 準	特 例
地 下 電 線	幹 線 道 路 （車道）	1.5m以上 3条以下の場合 1.2m以上	1.0m以上
	その他の道路 （車道）	1.2m以上	1.0m以上
	歩 道	1.2m以上	0.6m以上

表 2-9 埋設管等の頂部と路面との距離

埋設物件	車 道			歩 道		
	標 準		特 例	標 準		特 例
	一 般	浅層埋設管		一 般	浅層埋設管	
電線 水管 ガス管 下水道管	120cm 以上	(1)新設・改築道路 舗装厚+30cm 以上 〔但し、 ①区画街路 : 70cm 以上 ②2車線道路等 : 90cm 以上 (2)道路掘削跡復旧等 舗装厚+30cm 以上 (但し 60cm 以上)	60cm 以上	120cm 以上	舗装厚+30cm 以上 (但し 60cm 以上)	60cm 以上
地下通路	350cm 以上	—	250cm 以上	350cm 以上	—	250cm 以上

(注1) 「浅層埋設管」とは、別表に示すものをいう。

(注2) 「舗装厚」とは、路面から路盤の最下端までの距離をいう。

(注3) 「(1)新設・改築道路」とは、道路の新設・改築等を行う場合で、舗装要綱（日本道路協会）に基づいて舗装の設計・施工を行う場合をいう。

(注4) 「(2)道路掘削跡復旧等」とは占有掘削工事または道路掘削跡復旧工事を行う場合で、神戸市道路掘削及び復旧工事標準仕様書に基づいて舗装工事を行う場合をいう。

(注5) 「①区画街路」とは、歩車の分離の無い幅員4～6m程度の道路をいう。

(注6) 「②2車線道路等」とは、区画街路以外の道路で、2車線以上の道路等をいう。

(注7) 下水道管の本線(下水道施設における基幹的な線で、下水排除面積が概ね20ha以上の管を指す。)については、300cm以上(特例100cm以上)とする。

(注8) 2MPa以上の高圧ガス管については、180cm以上とする。

(注9) 新設・改築道路において、路床土の設計CBRを改善するための路床改良工を実施する場合は、その施工に支障がない埋設深さとすること。

[別 表]

浅層埋設管の種類（規格）及び管径について

(1) ガス事業

- ・鋼管 (J I S G 3452) 300mm以下のもの
- ・ダクタイル鋳鉄管 (J I S G 5526) 300mm以下のもの
- ・ポリエチレン管 (J I S K 6774) 200mm以下のもの

(2) 水道事業

- ・鋼管 (J I S G 3443) 300mm以下のもの
- ・ダクタイル鋳鉄管 (J I S G 5526) 300mm以下のもの
- ・硬質塩化ビニル管 (J I S K 6742) 300mm以下のもの
- ・水道配水用ポリエチレン管 (引張降伏強度 204 kg f/cm²以上) 200mm以下で
外径/厚さ=11のもの

(3) 下水道事業

- ・ダクタイル鋳鉄管 (J I S G 5526) 300mm以下のもの
- ・ヒューム管 (J I S A 5303) 300mm以下のもの
- ・強化プラスチック複合管 (J I S A 5350) 300mm以下のもの
- ・硬質塩化ビニル管 (J I S K 6741) 300mm以下のもの
- ・陶管 (J I S R 1201) 300mm以下のもの

(4) 電気事業

- ・鋼管 (J I S G 3452) 250mm以下のもの
- ・強化プラスチック複合管 (J I S A 5350) 250mm以下のもの
- ・耐衝撃性硬質塩化ビニル管 (J I S K 6741) 300mm以下のもの
- ・コンクリート多孔管 (管材曲げ引張強度 54 kg f/cm²以上) Φ125×9条以下のもの
- ・ケーブル保護鋼管 (略称: KGP管) (平成12年3月24日認定) 80mm、125mm
- ・PFP管 (平成12年3月24日認定) 125mm、150mm、
175mm、200mm

(5) 電気通信事業等

- ・硬質塩化ビニル管 (J I S K 6741) 75mm以下のもの
- ・鋼管 (J I S G 3452) 75mm以下のもの

(6) その他 (農業、農村整備事業における農業用水管)

- ・硬質塩化ビニル管 (J I S K 6741) VU管、VP管 (平成12年2月3日認定)
300mm以下のもの

(注1) 上記括弧内の規格は、可能な限り J I S 規格を表示している。

(注2) 上記以外の管路等であっても、道路管理者が同等以上の強度を有することを認めたものについては、上記の各管径を超えない範囲内において、上記の管路等と同様に扱うことができるものとする。

(注3) 下水道管に外圧1種ヒューム管を用いる場合は、当該下水道管と路面との距離は、1メートル以下としないこと。

第 10 節 道路の引継

(道路台帳)

第 38 引継にあたっては、建設局制定の「道路の引継ぎに関する要綱」に基づき、所要の引継図書を作成のうえ円滑に引継ぐものとする。

(境界標)

第 39 道路と民地との境界を明確にするため、境界線の各折点及び設置を必要とする箇所には本市の規格する境界標を設けるものとする。

2 境界標の設置については、上記要綱に記載の「道路境界標設置基準」によるものとする。